

離婚等の訴訟や調停で

ウェブ会議による口頭弁論の 参加や和解・調停の成立が できるようになります

令和7年
3月1日
施行

令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律は、令和8年5月までの間に段階的に施行されます。令和7年3月1日には、以下の改正（人事訴訟法・家事事件手続法の改正）が施行されます。



- 人事訴訟・家事調停において、当事者は、裁判所に実際に出頭することなく、ウェブ会議（映像と音声付きの方法）を利用して、離婚等の和解・調停を成立させることができるようになります。
- 人事訴訟などの家庭裁判所等における訴訟において、当事者は、裁判所に実際に出頭することなく、ウェブ会議を利用して、「口頭弁論」に参加することができるようになります。



改正の内容については次のホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00316.html



法務省民事局参事官室 TEL 03-3580-4111（代） 法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp>